

週刊 企業経営

MAGAZINE



WEBマガジン

発行 税理士法人優和



1 ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2014年4月11日号

GDP統計は消費増税後の景気判断に
耐えるのか

経済・金融フラッシュ 2014年4月11日号

3月マネー統計
～貸出・マネーの伸びがさらに鈍化



2 経営TOPICS

統計調査資料

景気動向指数
平成26年2月分(速報)



3 経営情報レポート

増加する精神障害
労災認定と企業対応



4 経営データベース

ジャンル:IT・情報技術 サブジャンル:ビジネスモデル特許

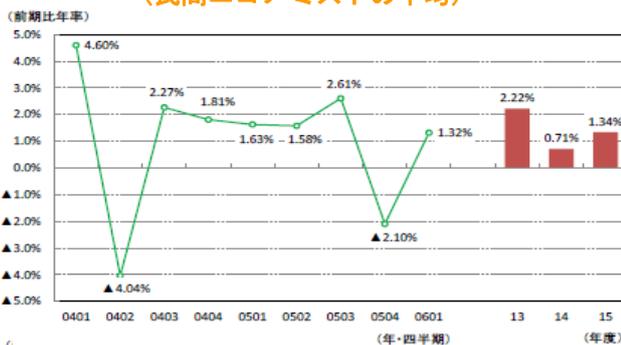
ビジネスモデル特許とは
ビジネスモデル発明の特許性

GDP統計は消費増税後の 景気判断に耐えるのか

要旨

1 景気は、消費税率引き上げ後に駆け込み需要の反動からいったん大きく落ち込んだ後、反動の影響が和らぐ夏場にかけて持ち直すという見方がコンセンサスとなっている。日本経済研究センターの「ESPフォーキャスト調査」によれば、実質GDP成長率は、2014年1-3月期に駆け込み需要の本格化を主因として前期比年率4.60%の高成長となった後、4-6月期にはその反動から同▲4.04%と急速に落ち込むが、7-9月期には同2.27%とはっきりとしたプラス成長に復帰すると予想されている。

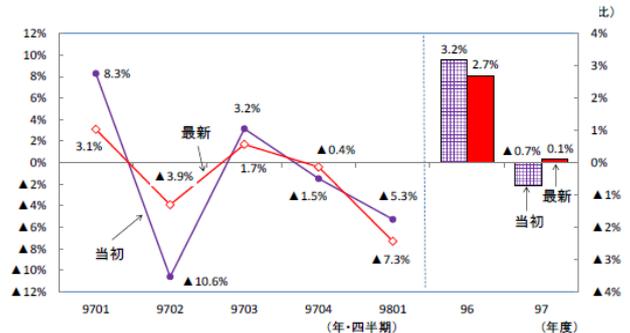
実質 GDP 成長率の予想
(民間エコノミストの平均)



2 エコノミストの多くは、2014年度の成長率を予測する際に前回の消費税率引き上げ時(1997年4月)の実績値を参考にしているものと思われる。最新のGDP

統計によれば、1997年度の実質GDP成長率は0.1%、四半期ベースでは1997年4-6月期が前期比年率▲3.9%、7-9月期が同1.7%、10-12月期が同▲0.4%、1998年1-3月期が同▲7.3%となっている。1997年度後半のマイナス成長は主としてアジア通貨危機、国内の金融システム不安の影響によるものであるため今回の参考にはならないが、1997年度前半の実績値は2014年度前半の成長率見通しにかなり近い。

大幅に改訂された97年度の実質 GDP 成長率



3 国民経済計算(GDP統計)の精度向上は、統計法のもとで定められた「公的統計の整備に関する基本的な計画」でも重要な課題となっており、内閣府では精度向上に向けた様々な取り組みを進めているが、解決に向けた道筋はなかなか見えてこない。そのそも、GD

P統計は様々な基礎統計を基に推計された加工統計であるため、実績値が事後的に改定されることはある程度やむをえないともいえる。

ネットジャーナル
「経済・金融フラッシュ」
要旨

ニッセイ基礎研究所
2014年4月11日号

3月マネー統計

～貸出・マネーの伸びがさらに鈍化

要旨

1 貸出動向:設備投資マインドと支援制度の拡充効果がカギに

日銀が4月10日に発表した貸出・預金動向(速報)によると、3月の銀行貸出(平残)の伸び率は前年比2.3%となった。業態別の伸び率では、都銀等が前年比1.3%と縮小、地銀は同3.2%(前月も同じ)と横ばいを維持している。都銀等の伸び率縮小は電力会社やREIT向けなど大口案件減少が影響した模様。銀行貸出の伸び率縮小はこれで3カ月連続となっている。残高の増加基調こそ維持しているが、伸び率の一服感は否めない。

(資料) 日 銀行貸出残高の増減率 経済計算年報



(資料) 日本銀行

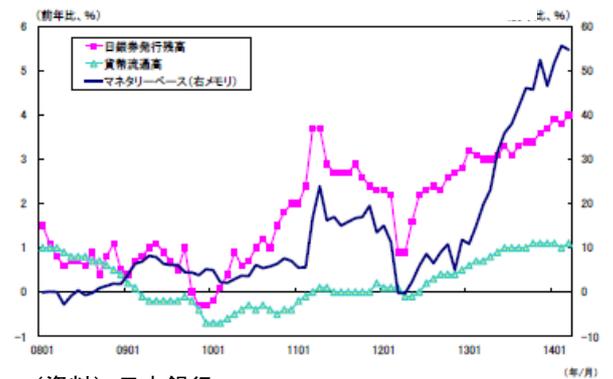
2 マネタリーベース:問題ないペースで進捗

4月2日に発表された3月のマネタリーベースによると、日銀による資金供給量を示すマ

ネタリーベース平残は208.6兆円と13カ月連続で過去最高を更新した。前年比伸び率も

「経済・金融フラッシュ」の全文は、当事務所のホームページ54.8%と前月に続いて極めて高い伸びを維持している。従来同様、異次元緩和政策により日銀当座預金の伸び率が148.9%と大幅に増加したためである。

マネタリーベース伸び率(平残)



(資料) 日本銀行

3 マネーストック:マネーの伸びがさらに鈍化

日銀が4月11日に発表した3月のマネーストック統計によると、市中通貨量の代表的指標であるM2(現金、国内銀行などの預金)平均残高の伸び率は前年比3.5%、M3(M2にゆうちょ銀など全預金取扱金融機関の預貯金を含む)は同2.9%とそれぞれ2カ月連続で縮小した。それぞれ10カ月ぶりの低い伸び率と

なる。内訳を見ると、預金通貨の伸び率縮小がこの主因となっている。預金通貨は季節調整済み系列で見ても2ヵ月連続での前月比マイナスを記録。2月と同様、銀行貸出の減速が預金の減速に影響した可能性が高い。

景気動向指数 平成26年2月分(速報)

1 概要

1 2月のC I（速報値・平成22年=100）は、先行指数：108.5、一致指数：113.4、遅行指数：116.7 となった。^(注) (注) 現時点で得られる値のみで求めた。

先行指数は、前月と比較して4.6ポイント下降し、6か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は1.03ポイント下降し、6か月ぶりの下降、7か月後方移動平均は0.07ポイント上昇し、14か月連続の上昇となった。

一致指数は、前月と比較して1.8ポイント下降し、8か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は0.67ポイント上昇し、15か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.71ポイント上昇し、13か月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して0.7ポイント上昇し、4か月連続の上昇となった。3か月後方移動平均は0.90ポイント上昇し、13か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.57ポイント上昇し、13か月連続の上昇となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、改善を示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

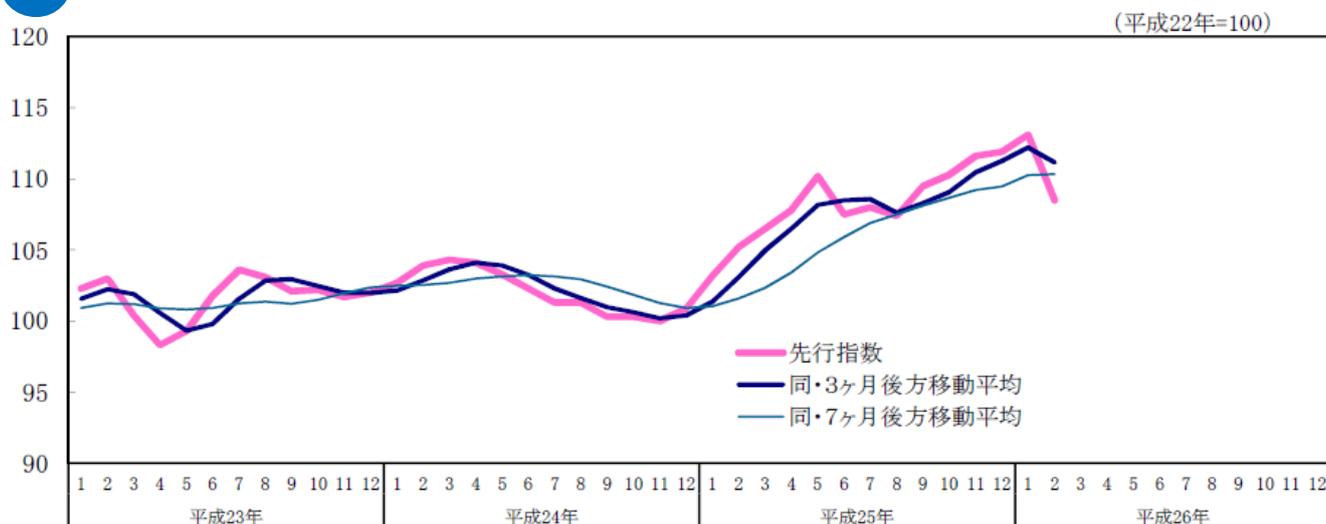
寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C11：有効求人倍率(除学卒)	0.02	C6：投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.47
		C4：耐久消費財出荷指数	-0.35
		C1：生産指数(鉱工業)	-0.32
		C10：中小企業出荷指数(製造業)	-0.25
		C3：大口電力使用量	-0.22
		C8：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	-0.11
		C5：所定外労働時間指数(調査産業計)	-0.10
		C2：鉱工業生産財出荷指数	-0.09
		C7：商業販売額(小売業)(前年同月比)	-0.07
C9：営業利益(全産業)	0.15		

「C9 営業利益」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。
なお、各個別系列のウェイトは均等である。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



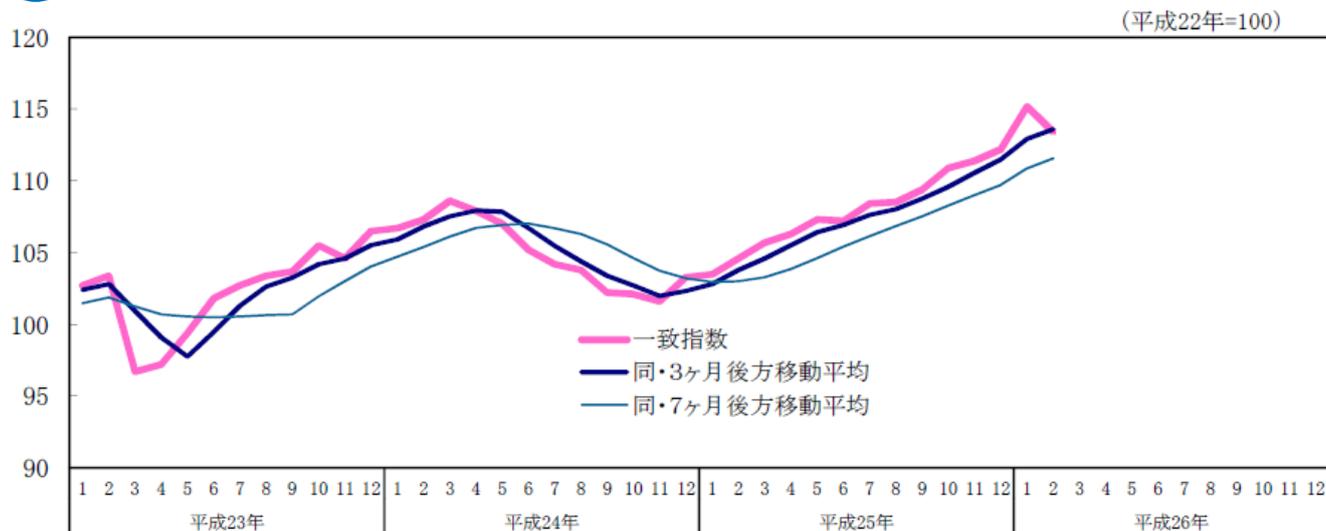
2 先行指数採用系列の寄与度

CI先行指数		平成25年(2013)				平成26年(2014)	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
CI先行指数	前月差(ポイント)	109.5	110.3	111.6	111.9	113.1	108.5
		2.1	0.8	1.3	0.3	1.2	-4.6
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-1.1	-5.7	-0.5	-0.1	-6.6	3.7
	寄与度(逆サイクル)	0.08	0.50	-0.01	-0.05	0.43	-0.56
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	-3.9	-3.2	-0.9	-2.0	-3.9	4.7
	寄与度(逆サイクル)	0.49	0.39	0.08	0.20	0.48	-0.84
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	1.8	0.7	-0.5	2.4	3.5	-2.9
	寄与度	0.14	0.01	-0.13	0.21	0.35	-0.54
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	-2.2	0.6	9.0	-15.3	12.7	
	寄与度	-0.09	0.02	0.35	-0.51	0.54	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	5.4	0.0	2.2	0.7	-5.7	-9.5
	寄与度	0.30	-0.02	0.10	0.01	-0.43	-0.75
L6 消費者態度指数	前月差	2.1	-4.6	0.8	-1.3	-0.3	-2.1
	寄与度	0.68	-0.70	0.19	-0.60	-0.25	-1.08
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	0.3	0.6	1.4	2.3	-0.2	0.5
	寄与度	0.04	0.08	0.22	0.37	-0.14	0.00
L8 長短金利差	前月差	-0.04	-0.08	0.01	0.14	-0.12	-0.03
	寄与度	-0.05	-0.11	0.02	0.21	-0.19	-0.05
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	3.5	0.3	2.9	2.6	1.7	-5.8
	寄与度	0.19	-0.01	0.13	0.11	0.06	-0.48
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.16	0.25	0.15	0.01		
	寄与度	0.13	0.20	0.08	-0.09		
L11 中小企業売上げ見通しD. I.	前月差	4.0	6.0	3.2	3.3	-1.0	-9.9
	寄与度	0.20	0.31	0.13	0.13	-0.17	-0.85
一致指数トレンド成分	寄与度	0.00	0.07	0.18	0.31	0.50	0.58
3ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	108.3	109.1	110.5	111.3	112.2	111.2
		0.67	0.77	1.40	0.80	0.93	-1.03
7ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	108.1	108.7	109.2	109.5	110.3	110.3
		0.62	0.54	0.54	0.25	0.80	0.07

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

CI一致指数	前月差(ポイント)	平成25年(2013)				平成26年(2014)	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	1.3	1.0	-0.1	0.9	3.8	-2.3
	寄与度	0.15	0.11	-0.01	0.10	0.41	-0.32
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	1.1	0.8	1.0	1.3	2.8	-0.5
	寄与度	0.13	0.09	0.11	0.15	0.34	-0.09
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	-1.1	1.7	-0.4	0.3	1.1	-0.8
	寄与度	-0.22	0.33	-0.08	0.05	0.22	-0.22
C4 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	4.7	3.7	1.9	-1.6	13.5	-5.6
	寄与度	0.26	0.21	0.11	-0.08	0.60	-0.35
C5 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	-0.1	1.0	0.8	0.1	1.0	-0.5
	寄与度	-0.01	0.14	0.11	0.01	0.14	-0.10
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	0.2	5.3	-1.5	0.9	9.5	-4.9
	寄与度	0.01	0.43	-0.12	0.08	0.62	-0.47
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	1.9	-0.6	1.7	-1.6	1.9	-0.8
	寄与度	0.15	-0.05	0.14	-0.13	0.17	-0.07
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	2.3	-0.9	0.6	0.5	1.5	-2.0
	寄与度	0.13	-0.05	0.04	0.04	0.11	-0.11
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	1.7	1.3	1.3	1.3		
	寄与度	0.14	0.11	0.12	0.12	0.12	0.15
C10 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	1.2	0.0	-1.4	4.3	1.5	-1.8
	寄与度	0.14	0.00	-0.17	0.29	0.19	-0.25
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01
	寄与度	0.08	0.17	0.27	0.15	0.04	0.02
3ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	108.8	109.6	110.6	111.5	112.9	113.6
	前月差(ポイント)	0.74	0.83	0.97	0.93	1.43	0.67
7ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	107.5	108.3	109.0	109.7	110.9	111.6
	前月差(ポイント)	0.68	0.75	0.72	0.70	1.15	0.71

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%))又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

増加する精神障害 労災認定と企業対応

ポイント

- 1 増加続ける精神障害の労災認定
- 2 精神障害における労災認定の判断基準
- 3 企業が抱えるリスクと事前防止策



■参考文献

- ・『トラブルを起こさないためのメンタルヘルス対策の実務と法律知識（日本実務出版）』
- ・『メンタル疾患の労災認定と企業責任（労働調査会）』
- ・『精神障害の労災認定（厚生労働省）』

1 増加続ける精神障害の労災認定

本年6月21日、厚生労働省より平成24年度の精神障害の労災補償状況が発表されました。精神障害の労災認定の増加は、近年の社会問題になっています。本章では、労災認定の現状を把握したうえで、具体的な精神障害の基準について解説します。

■ 増加する精神障害の労災認定

厚生労働省の発表によると、精神障害の労災補償状況は、平成9年には41件だった労災請求件数が平成24年には1,257件に増加しています。これに伴い、労災認定件数も平成9年にはわずか2件でしたが、平成24年には475件と大幅な増加を示しています。

■ 精神障害の労災請求件数と認定件数

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	~	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
請求件数	41	42	155	212	266	~	927	1,136	1,181	1,272	1,257
認定件数	2	3	14	36	70	~	259	234	308	325	475

出所：厚生労働省労働基準局補償課

請求件数と認定件数の増加割合を見ると、精神障害が労災として認定されることについて、社会的な注目を集めている現状が理解できます。

■ 精神障害の労災請求が多い業種

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	111
2	医療、福祉	医療業	87
3	サービス業	その他の事業サービス業	74
4	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	49
5	卸売業、小売業	その他の小売業	45
6	情報通信業	情報サービス業	44
7	卸売業、小売業	各種商品小売業	42
8	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	37
9	製造業	輸送用機械器具製造業	36
10	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	30

出所：厚生労働省労働基準局補償課

この表からは、精神障害による労災請求はどの業種でも行われていること、特に医療業、福祉、サービス業では多くの請求が行われているということがわかります。

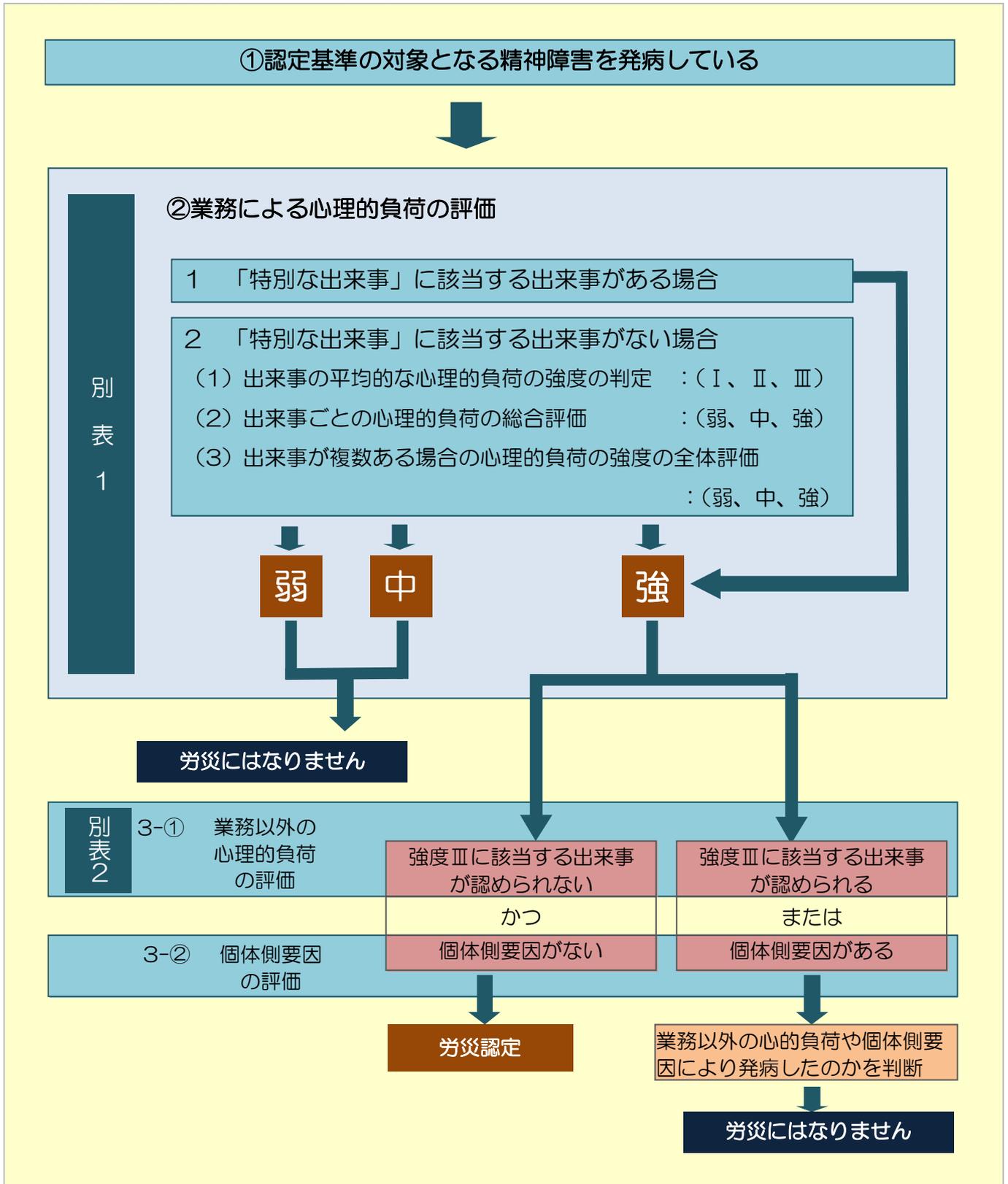
つまり、従業員のメンタルヘルスは大きな社会問題であるとともに、企業としても対策が迫られている問題でもあるのです。

2 精神障害における労災認定の判断基準

平成 23 年認定基準の特徴としては、精神障害の判断の基準が具体化・明確化され、個別の事案の審査・決定のプロセスが簡略化されたことが挙げられます。

ここでは、具体的な労災認定の判断基準について説明します。

■精神障害の労災認定フローチャート



3 企業が抱えるリスクと事前防止策

■ 精神障害が労災認定された場合のリスク

(1) メリット制によるリスク

労災保険のメリット制とは、納付した保険料額と支給された保険給付の比率に応じ、一定の範囲内で労災保険率を上下させる制度です。事業主の保険料負担の公平性を確保すること、および事業主の自主的な労働災害防止努力を促進することを目的としています。

① メリット改定の要件

連続する3保険年度の間における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、労災保険率が改定されます。

② メリット改定の方法

当該事業についての労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40（一括有期事業のうち立木の伐採の事業については100分の35）の範囲内において、厚生労働省令で定める率だけ引上げ又は引下げた率に非業務災害率を加えた率を新たな労災保険率にします。

(2) 安全配慮義務違反を問われる可能性の有無

企業には従業員を業務に従事させるにあたって、過度の疲労や心理的負担をかけて社員の心身健康を損なうことがないように注意する義務があります。これを安全配慮義務といい、企業は雇用契約により従業員を管理し労働力を得ている以上、その過程での心身の健康についても管理する義務を負うというのが判例上の解釈です。では、実際には心身・健康について、どの程度管理すれば安全配慮義務を果たしたと判断されるのでしょうか。

■ ポイントは「予見可能性」と「結果回避可能性」

従業員の心身の健康について義務を果たしたかどうかについては、予見可能性と結果回避可能性があったかどうかによって判断される傾向にあります。

① 「予見可能性」とは

企業側が社員の心身・身体・健康に損害が生じることを予測できた、または予想しうる状態にあったこと

② 「結果回避可能性」とは

損害が生じることが予測できたとすれば、損害の発生を回避する手段があったこと

企業が社員の心身の健康に損害が生じることを予測できる状態であり、その損害の発生を回避する手段がある場合には、予見可能性と結果回避可能性が認められ安全配慮義務違反が生じることになります。一方で、この予見可能性も結果回避可能性もない状況であれば安全配慮義務を履行すること自体ができないため、義務違反は生じないことになります。

■ 企業が事前に行うべき対策

企業は、従業員が円滑に業務を行う上で阻害要因となる病気の発症や病気の悪化を防止しなければならず、かつ従業員の健康状態を把握して、必要に応じた措置を取らなければなりません。

(1) 時間外労働の管理を徹底する

認定基準では業務上の心理的負荷により「強」と判断されるものとして、時間外労働が重要視されています。

■ 時間外労働が心理的負荷「強」になる例

- ① 発病直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合
- ② 発病直前の2か月連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
- ③ 転勤して新たな業務に従事し、その後月100時間程度の時間外労働を行った場合

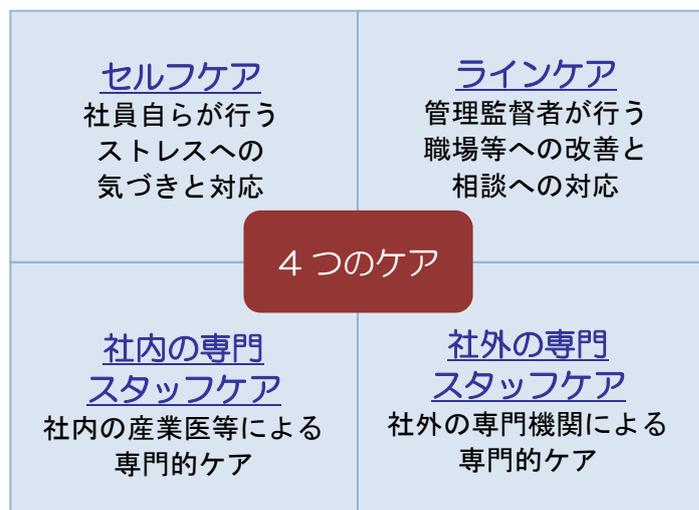
時間外労働を行う場合には管理を徹底し、この基準を上回らないようにする必要があります。また心理的負荷については、この基準に至らない場合であっても他の業務上の心理的負荷の程度と合計して考えた場合に、総合して「強」と判断される場合がありますので、時間外労働の管理は日常から徹底する必要があります。

(2) 事前対策は4つのケアで行う

精神障害の事前の対策として、厚生労働省では以下の取り組みを求めています。この取り組みを具体的に行うためには「4つのケア」が重要です。これら4つのケアを複合的に行うことにより、企業としては、従業員の精神障害を未然に防ぐように努める必要があります。

■ 時間外労働が心理的負荷「強」になる例

- ① 職場の心の健康づくりの体制の整備
- ② 職場の問題点の把握とメンタルヘルスケアの実施
- ③ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保と外部機関等の活用
- ④ 労働者の健康情報の保護
- ⑤ 心の健康づくり計画の実施状況の評価と計画の見直し
- ⑥ 労働者の心の健康づくりに必要な措置



経営データベース ①

ジャンル: IT・情報技術 > サブジャンル: ビジネスモデル特許



ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル特許とは、一体どういうものなのですか？
具体的に教えてください。



1 特許とは「発明を一定期間保護する制度」

本来、資本主義の下では自由競争が原則なのですが、特許制度は自由競争を規制して一定期間の発明の独占を認めています。これは、発明に独占権を与えることで、国民の発明をする意欲がかき立てられて結果として技術が進歩し産業が発達するだろうという目論見によるものです。即ち、技術的な進歩を期待して発明については産業政策的な見地から独占権を与えることにしているわけです。

2 ビジネスモデルとは

ビジネスモデルの定義はありませんが、ここではビジネスの流れの中における仕事のやり方を意味すると解釈します。仕事のやり方にはビジネスの流れ全体についてのものもありますし、一局面についてのものもあります。いずれにせよ、自由競争下においては事業者はいろいろとビジネスのやり方を工夫して、市場で競争に勝とうとがんばるわけですから、ビジネスモデルは自由競争における根幹といってもよいでしょう。

3 ビジネスモデルは発明といえるのか

自由競争の根幹であるビジネスモデルと特許制度とは本来相容れるものではなく、従来からビジネスのやり方は特許の対象である発明ではないとされてきました。しかし、ビジネスモデルについては審査基準の類型の中の「自然法則を利用していないもの」に該当する可能性が高いと考えられます。

近年のIT（情報技術）の発展は目覚しく、必然的に

ビジネスモデルにおいてもITを使ったものがたくさん出てきました。このIT部分はコンピュータや通信機器等を使うので「自然法則を利用」、即ち発明にすることが可能です。

■「自然法則を利用していない」具体例

- 自然法則以外の法則（例えば経済法則）
- 人為的な取り決め
- 数学上の公式
- 人間の精神的な活動
- 上記のみを利用するもの

4 ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル自体に直接的な独占権を与えるものではありませんが、ITを利用したビジネス手法において、不可欠な技術的な仕組みを特許で抑えることで間接的にビジネス手法を独占できることとなります。

(注) 実際はITを利用していなくても全体として自然法則を利用していれば発明となり特許を受けることは可能ですが、特許庁の見解から特許権の取得は困難と考えるべきです。



ビジネスモデル発明の特許性

どのようなビジネスモデルが、特許として認められるのでしょうか？



1 発明であること

特許法は、発明を保護するために発明に対して特許権を与えるものであるから、「発明」でないものに特許を付与しないのは当然です。多くの技術分野においては、そのアイデアが「発明」であるか否かが問題となるケースは少ないのです。しかし、ビジネスモデル関連発明をはじめとするソフトウェア関連発明においては、それが「発明」に該当するか否かが問題となることが少なくありません。

特許法第2条では発明を定義しています。「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものを示しています。

これを受けて、特許庁では、審査基準を公表し、ソフトウェア関連発明について、どのようなものが自然法則を利用した技術的思想の創作に当たり、どのようなものが自然法則を利用した技術的思想の創作に当たらないのかを示しています。ビジネスモデル発明もソフトウェア関連発明の一形態と考えられるので、この審査基準の考え方が審査において適用されます。

2 新規性があること

発明であることを前提として、特許を取得するためには「新規性」が要求されます。つまり、特許出願より前に、そのインターネットを用いたビジネスモデルが知られていた場合には、新規性がないとして特許を取得することができません。なお、発明したものの自身が出願前に発表を行って、その内容を公知にした場合であっても、新規性がないとされるので注意が必要です。

なお、出願者自身が文書によって発表して新規性を失った場合には、6ヶ月以内に出願することにより、新規性を失わなかったものとする例外的な取り扱いもあります。しかし、この規定に頼りすぎることは危険であり、原則として、発表前に出願を済ませておくことが好ましいです。

3 進歩性があること

特許権取得のためには、「発明」であり「新規性」があるだけでなく、「進歩性」が要求されます。進歩性とは、当該分野の専門家が容易に思いつかない程度を言います。

たとえば、ビジネスモデルそのものは既に公知であっても、これをインターネットを用いたビジネスモデルとして出願すれば、新規性はあります。しかし、単にインターネットを用いて実現したというだけであれば、進歩性がなく、特許は付与されません。審査基準においても、人間の行為として既に公知のものを、単にコンピュータを用いて行ったと言うだけでは、進歩性はないと説明されています。ただし、インターネットを用いてビジネスモデルを運用する際に、何らかの工夫がなされていれば、進歩性があると主張できる可能性が生じます。また、ビジネスモデルそのものが新しければ、進歩性を主張できる可能性があります。